

(直轄、独法等)

国会公第231号
平成18年3月31日

各発注機関の長あて

国土交通事務次官

平成18年度国土交通省所管事業の執行について

国土交通省所管事業の執行については、かねてから種々御高配をお願いしているところであるが、平成18年度の所管事業の執行に当たっては、適正かつ円滑な事業の執行を図るため、下記のことについて特段の配慮をされたく、命により通達する。

記

1. 公共事業等の施行方針

(1) 平成18年度の所管事業の執行に当たっては、経済情勢や地域の実情を注視しつつ、機動的な施行を図ること。

なお、現下の経済情勢を踏まえ、経済活性化効果の高い事業を優先的に施行するよう努めること。

さらに、災害復旧及び防災関連の事業等について、最大限円滑かつ速やかな事業執行を図るとともに、積雪寒冷地関係の事業等については、その早期実施に努めること。

(2) 予算の執行に対して国民の厳しい目が向けられている中、行政の効率化の観点も踏まえ、例年にも増して適正かつ効率的な執行に努めること。

また、事業効果の早期発現等の観点から、より計画的な事業執行に努めること。

(官庁営繕部、小笠原総合事務所、地方整備局、北海道開発局、地方航空局、気象庁、海上保安庁、沖縄総合事務局)

(3) 地域の再生に資する事業について、その着実な実施に努めること。

(地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局)

(4) 事業の実施に当たっては、地方からの要望も踏まえ、執行の円滑化に努めること。

(5) 公共事業コスト構造改革については、「国土交通省公共事業コスト構造改革プログラムの策定について」(平成15年3月31日付け国官技第361号・国官総第719号国土交通事務次官通達)及び「公共事業コスト構造改革プログラム」(平成15年9月18日公共工事コスト縮減対策関係省庁連絡会議決定)に基づき積極的な取組みを実施しているところであるが、「平成18年度予算編成の基本方針」(平成17年12月6日閣議決定)において引き続き取組む施策として位置付けられたこと等を踏まえ、より一層のコスト構造改革の推進に努めること。

(6) 公共事業を効率的・効果的に実施していくため、公共事業関係省庁の事務次官をメンバーとする「公共事業の実施に関する連絡会議」を活用するなど、省庁の枠を越えた事業間の連携を積極的に推進しているところであるので、省庁間の連携施策の円滑な推進に留意すること。

(7) 公共事業の円滑かつ適正な実施を図る観点から、事業用地の取得に当たっては土地収用制度の適時適切な活用等を図ることにより、なお一層円滑な取得に努めるとともに、用地補償の適正な実施を確保すること。

また、全国で進められている地籍調査が、公共事業の用地取得にかかる労力軽減及び期間の短縮、まちづくりの円滑化、災害復旧の円滑化等に効果を発揮するものであることに留意し、地籍調査事業との連携に努めること。

(8) 公共工事の執行に当たっては、周辺の環境や景観に配慮した適切な計画・設計・施工に努めること。

(9) 国民の理解を得ながら公共事業を実施していくため、公共事業の各実施段階を、国民に対してさらに説明性の高いものへと改善を図り、幅広い情報を国民に提供し、共有していくという説明責任(アカウンタビリティ)を確保しつつ、事業の推進を図ること。

(官庁営繕部、施設等機関、特別の機関、地方支分部局、気象庁、海上保安庁、高等海難審判庁)

また、事業の実施に当たる職員の健康管理についても十分留意すること。

2. 入札・契約業務の厳正な執行と建設産業の健全な発展

公共工事の入札・契約に当たっては、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号)及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(平成13年3月9日閣議決定)に基づく透明性の確保等を図るための措置並びに「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成17年法律第18号)及び「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」(平成17年8月26日閣議決定)に基づく競争参加者の技術的能力の審査等の措置並びに平成17年7月29日付

けで国土交通省入札談合再発防止対策検討委員会においてとりまとめられた「入札談合の再発防止対策について」に基づく競争性向上のための入札方式の改善等の措置を適切に実施すること。

また、「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」（平成6年1月18日閣議了解）及び「政府調達に関する協定」（平成7年条約第23号）等の適切な運用を図ること。

なお、随意契約については、競争契約の特例として認められた制度であることに鑑み、改めて見直しを行い、関係法令を厳に遵守するとともに、手続の透明性の向上及び委託契約の適正な履行による効率性の確保を図り、より一層厳正な実施に努めること。

併せて、一般競争入札方式の実施に当たっては、中小建設業者（建設業者であって、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1号に該当するものをいう。）及び中堅建設業者（資本の額又は出資の総額が20億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が1500人以下の会社及び個人であって、中小建設業者に該当しないものをいう。）の受注機会の確保に配慮しつつ、適切な発注ロットの設定の推進を図ること。

さらに、発注に当たっては、会計関係法令に基づき、設計・積算及び監督・検査の適切な実施等厳正な執行の徹底を図るとともに、「建設業の経営改善に関する緊急対策」（平成10年12月9日付け建設省経入企発第36号建設事務次官通達・平成10年12月11日付け官会第2566号運輸事務次官通達）等を踏まえて、建設産業の健全な発展を図るため、次の事項に留意すること。

（１）設計・積算の適切な実施

イ．建設資材等の設計単価については、施工地域の実態に即した実勢単価の機動的な把握に努め、適正な単価とすること。

なお、予定価格については、工事の施工条件等を十分考慮して積算し、その結果を尊重して適正に決定するとともに、厳正な管理に努めること。

さらに、設計書金額の一部を正当な理由なく控除するいわゆる歩切りについては、厳に慎むこと。

ロ．施工条件は、設計図書に明示し、明示された条件に変更が生じた場合は設計変更等適切な対応に努めること。

また、設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態の事実を発見した場合も同様とすること。

ハ．設計業務の実施に当たっては、標準設計等の適切な活用を促進し、事務の改善及び効率化に努めること。

ニ．週40時間労働制に対応した積算に留意すること

ホ．積雪寒冷地域においては、通年施工の推進に配慮し、冬期施工により必要となる増嵩経費について、適正な積算を行うこと。

（２）入札・契約の適切な実施

イ．入札・契約に係る情報については、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」等に基づき、適切に公表すること。

また、「政府調達に関する協定」の適用を受ける調達契約については、随意契約が制限されるとともに、官報等による入札公告等の透明な調達手続の実施が求められるので、当該協定等に基づき、適切に入札・契約手続を行うこと。

ロ．工事の発注に当たっては、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」等に基づき、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行うため、技術的能力の審査により適切な競争参加者の選定を行うとともに、対象工事の特性を踏まえつつ、総合評価方式を積極的に活用すること。

ハ．指名業者の選定に当たっては、労働・公衆災害の発生状況、賃金の支払状況、建設業退職金共済制度への加入状況等労働福祉の状況を考慮するとともに、工事の技術的難易度を適切に勘案し、発注する工事の規模に対応する等級以外の業者を指名する措置を積極的に推進すること。

また、不良債権の償却等により赤字決算となる業者や、更生手続又は再生手続の開始決定が行われている者について、過度の制限を設けることによって直ちに指名から除外することのないよう留意すること。

さらに、工事成績データベース、工事実績情報サービス及び測量調査設計業務実績情報サービスを積極的に活用し、工事等の適切な施工体制が確保できるか十分勘案して入札参加者を選定すること。

なお、工事実績情報等の登録に当たっては、早期登録を徹底するとともに、登録内容の確認を適切に実施し、一層の精度向上を図ること。

ニ．共同企業体制度の運用に当たっては、「共同企業体の在り方について」（昭和62年8月17日付け建設省中建審発第12号中央建設業審議会建議）、「公共工事に関する入札・契約制度の改革について」（平成5年12月21日付け建設省中建審発第19号中央建設業審議会建議）等の趣旨を踏まえ、その適正な活用を図ること。

ホ．発注に当たっては、発注者としての責任を自覚し、職員自らその厳正な実施に努めるとともに、入札参加者に対しても、入札の公正・公平を害するおそれのある行為を行わないよう厳重に注意すること。また、不正行為に対しては厳正に対処すること。

ヘ．昨今、大規模工事における低入札価格調査制度調査対象工事の増加傾向が見受けられるが、いわゆるダンピング受注については、公共工事の品質の確保に支障を及ぼしかねないだけでなく、下請けへのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながるものであり、建設業の健全な発展を阻害するものである。このことから、「品質の確保等を図るための著しい低価格による受注への対応について」（平成15年2月10日付け国官総第598号、国官会第2220号、国地契第83号、国官技第289号、国営計第157号、国総入企第47号）に定められた措置を適切に行うとともに、今後追加措置を指示することとしているので、いわゆるダンピング受注の排除に一層努めること。

（官庁営繕部、施設等機関、国土地理院、地方支分部局、気象庁、海上保安庁、高等海難審判庁）

ト．公共工事等に係る電子入札について、その適切な実施に努めること。

（３）監督・検査の適切な実施

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」等を踏まえ、公共工事の品質が確保されるよう、中間技術検査等を行うことにより、よりの確な監督や検査の実施に努めること。

（４）建設産業の健全な発展

イ．建設業の経営改善を図るため、中間前金払制度の活用等による工事代金の早期支払、工事請負代金債権の譲渡を活用した資金調達の円滑化、建設業者の合併等に対する支援措置の充実等について、適切な運用を図ること。

ロ．労働時間の短縮、労働・公衆災害の防止、賃金の適正な支払、退職金制度及び各種保険制度への加入等労働条件の改善に努めることについて、請負業者を指導すること。

ハ．「政府調達に関する協定」の適用を受ける工事における一般競争入札方式の経営事項評価点数（客観点数、総合数値）に係る条件については、必要以上に高い点数としないこと。特に、比較的規模が小さく技術的難度の低い工事については、点数の引下げを積極的に行い、一般競争参加資格の緩和を図ること。

ニ．不良・不適格業者及びいわゆる「上請け」、「丸投げ」等の的確な排除を徹底するため、入札・契約手続及び工事の施工に係る各段階において、各発注者間での連携を図りながら、発注者支援データベース・システムの活用、施工体制台帳の活用と現場の立入点検等、適切に現場施工体制の確認を実施すること。

また、適切な雇用関係にある監理技術者等の配置を確認するとともに、技術者の現場専任制や一括下請負の禁止に違反していると疑うに足る事実がある場合には、許可担当部局へ通知し、建設業者に対して厳正な対応を行うこと。

３．中小建設業者等の受注機会の確保等

事業の効率的な実施に配慮しつつ、次の事項に留意の上、中小建設業者及び中堅建設業者に対する受注機会の確保を図ること。

（官庁営繕部、施設等機関、特別の機関、地方支部分局、気象庁、海上保安庁、高等海難審判庁、独法等）

なお、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」（昭和４１年法律第９７号）に基づく今年度の「中小企業者に関する国等の契約の方針」については別途通知するので、事業の実施に当たっては、当該方針に示されている措置の実施及び契約目標の達成に努めること。

（１）中小建設業者等の受注機会の確保

イ．優良な工事成績を上げた中小建設業者等に対しては、工事の技術的難易度を適切に勘案し、施工能力に相応した範囲内で上位の等級に属する工事に指名する等積極的に受注機会の確保を図ること。

- ロ．工事の性質又は種別、建設労働者の確保、建設資材の調達等を考慮した上、地元建設業者、専門工事業業者等の中小建設業者等を活用して円滑かつ効率的な施工が期待できる工事については、適切な施工体制を確保しつつ、コスト削減の要請や市場における競争が確保される範囲内で可能な限り分離・分割発注を行うこと。
- ハ．中小建設業者等による経常建設共同企業体の適正な活用を図ること。

(2) 請負代金の設定及び支払の適正化

下請業者に対する請負代金の金額の設定及びその支払が適正に行われるよう、建設業法（昭和24年法律第100号）、建設産業における生産システム合理化指針等の関係規定の遵守を請負業者に徹底するとともに、請負業者に施工体制台帳を提出させること。

特に、前金払を行った場合には、下請業者に対して必要な費用が現金で前金払されるよう、請負業者を指導すること。

また、資材納入業者、運送事業者との取引関係についても一層の適正化に努めるよう請負業者を指導すること。

4. 安全対策・環境施策の推進

工事の発注に当たっては、安全確保に万全を期すために、関係法令の遵守、適切な設計・積算、工期の設定等に努めるとともに、工事全体での環境負荷を低減させ、また、建設副産物の適正な処理を行うため、次の事項に留意すること。

(1) 安全対策の推進

- イ．地域住民と工事関係者の安全確保のため、請負業者に対し、安全関係法令等の遵守、現場環境の改善、工事関係者に対する安全教育の徹底等を図るよう指導すること。
- ロ．コンクリート構造物等の信頼性確保のための検査及び点検業務等を着実に遂行すること。

(2) 環境施策の推進

- イ．「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号）等の趣旨を踏まえ、工事の発注に当たっては、環境負荷の低減に資する資材等の使用を積極的に推進すること。
- ロ．「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）等の趣旨を踏まえ、建設副産物の発生の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底等を図ること。
- ハ．建設副産物の処理については、適切な条件明示を行うこと。また、建設発生土については「建設発生土等の有効利用に関する行動計画の策定及び推進について」（平成15年10月3日付け国官技第183号・国官総第351号・国

営計第108号・国総事第56号国土交通事務次官通知)を踏まえ、有効利用を推進すること。さらにアスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊等の再生資源については、建設資材として利用することに配慮した適切な計画・設計・積算を行うこと。併せて、建設汚泥等については、再生利用に向けた再生利用認定制度及び個別指定制度の積極的な活用、新技術の導入等に努め、再生利用の促進を図ること。

二．あらゆる機会を通じて、請負業者に対し、適正な建設副産物の処理が行われるよう指導すること。

(補助)

国会公第 231 号－2
平成 18 年 3 月 31 日

各 都 道 府 県 知 事 殿
各政令指定都市の長 殿

国 土 交 通 事 務 次 官

平成 18 年度国土交通省所管事業の執行について

標記について、平成 18 年度国土交通省所管事業の適切かつ円滑な執行を図るため、別添のとおり地方支分部局、関係独立行政法人等に通達したところですので、参考までに送付します。

(都道府県)

なお、貴管内関係市町村等に対しても、周知方お願いします。